## 損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年5月13日提出

高山市長 田 中 明

記

No.		目	P	穷 容
1	発生時期・場所		令和6年1月25日高山市城山99番地	
	事故の概要		積雪により倒れた樹木による墓石の破損事故	
	相手方			
	事故の種類		人身	物 損 (墓石等)
	被害総額・市の過失割合		_	715,110円・100分の100
	賠償	金	_	715,110円
	内	保険金	_	715,110円
	訳	一般財源	_	0円
	専決年	月日	令和6年3月29日	地方自治法第180条第1項
	発生時期・場所		令和6年2月27日 午後4時20分頃	
2			高山市名田町2丁目108番地先(市道名田花里1号線)	
	事故の概要		側溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の車両破 損事故	
	相手方			
	事故の種類		人 身	物 損 (フロントバンパー等)
	被害総額・市の過失割合		_	379,419円・100分の100
	賠償金		_	379,419円
	内	保険金	_	379,419円
	訳	一般財源	_	0円
	専決年月日		令和6年4月23日	地方自治法第180条第1項